

たまがわ つるみがわ さがみがわ 川の市民情報

2021年
7

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所RCM事務局 URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>
TEL : 045-503-4015 FAX : 045-503-4092 メール / ktr-keihia50@mlit.go.jp

リバーシビックマネージャー(RCM) : 住民のボランティア活動の一環として、河川管理の支援をしていただくことを目的に創設された制度です

～より強力な流域治水を目指して～

特定都市河川浸水被害対策法等一部改正

令和3年5月10日、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)が公布され、その一部が令和3年7月15日に施行されました。

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることから、これまでの治水政策を抜本的に見直す必要があり、このため、国や都道府県の河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進が求められているところです。

今般の法改正は、このような状況を踏まえ、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するために講じられたものです。

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により困難な河川を対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、**浸水エリアの土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、**確実に実施**



流域治水のイメージ

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の**創設**(※予算・税制)
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における**雨水貯留対策**の強化

- 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有する**グリーンインフラ**として活用
- 認定制度**、**補助**、**税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応した**まちづくりとの連携**、**住まい方の工夫**

- 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

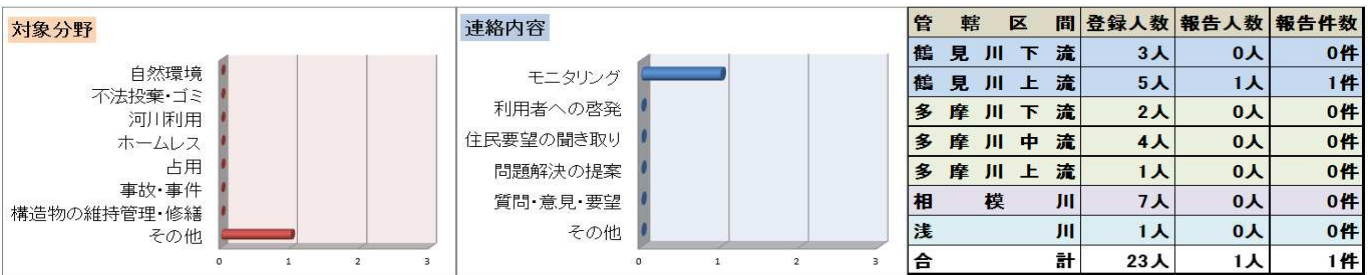
【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

※KPI 重要業績評価指標 組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標のことです。

RCM活動報告 令和3年6月

今回は、1件のご報告を頂きました!



6月の御報告より 一部内容を省略させて頂いています。皆様からの御報告お待ちしております! ご了承下さい。

鶴見川上流分科会 Aさまより

●質問です。Q:河川浚渫工事でスケルトンバケットの使用は許容されていますか？

矢上川神奈川県管轄区間の浚渫工事からひどい泥水が発生しています。これ自体は問題とは思いませんが、浚渫工事方法につき疑問があり、その質問です。質問意図は、浚渫にスケルトンバケットを使うと泥が流出して水質汚濁が酷くなるように思います。産廃を減らす等の目的で浚渫の際に元々川にあった汚泥中の微粒子成分を川に戻して流してしまう等は河川管理として許容されているのでしょうか、ということです。

今回の神奈川県工事は、私が見ていた範囲では意図的に泥を川に戻す操作は行われておらず、泥は通常のバケットですくって、スケルトンはゴミ・植物体などの泥以外の選り分けに使われている感じで、川底をスケルトンですくい上げた際に泥が川に流れるだけで、汚濁への関与はそんなには無いような気もしています。酷い泥が出る主因はクローラトラックで汚泥を運ぶ際に、走行に関連して泥をまき上げているのが最大原因の感じます。

水質汚濁のレベルは酷い時は水面から水中が全く見えない状態で、カワセミがいつものエサ場で魚が見えなくて漁ができず、普段は無視している魚が殆どいない水たまりや下流側などで採餌している感じです。なお、汚濁レベル一定しておらず、作業場所が上流側に移るにつれて軽減している感じです。

【いつも御報告ありがとうございます。

さて、今回ご質問のありました、「河川浚渫工事でスケルトンバケットの使用は許容されていますか？」についてですが、河川の浚渫工事においてスケルトンバケットの使用は禁止されていません。

ただし、河川浚渫工事にあたっては「汚濁防止フェンス」等で河川水汚濁対策を講ずべきものと考えます。

今回のご質問の工事は神奈川県発注工事ですが、今後、ご質問のような工事が県管理区間で実施される際は、神奈川県河川管理者から京浜河川事務所へ事前に情報提供して頂き、あわせて必要な措置を講じて頂くよう調整を図って参ります。今後ともよろしくお願いたします。】

RCM事務局より

7月3日に熱海市伊豆山地区で土石流により被害が発生しました。一般の方が撮影した動画がニュース番組などで報道されましたが、数年前偶然旅行した場所であることをニュースを見て気づきました。土石流は二級河川逢初川に沿って発生しましたが、用水路のような小さな川でした。盛土なども原因として取り沙汰されていますが、現場は熱海市土砂災害ハザードマップで指定された地域です。災害リテラシーの重要性を再度痛感した次第です。 RCM事務局 鈴木、関屋